

2021年 4月 9日

札幌市長 殿

特定非営利活動法人 この家
理事長 八木 洋子

特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告について

令和 3 年 3 月 26 日付 札自治第 7 2 2 4 号に基づく報告徴収につきましては下記のとおりですので報告いたします。

記

1 報告を要する事項

(ア) 行政処分内容及び受けた処分の内容

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部効力停止（新規利用者の受け入れ停止）3 か月

(1) 運営基準に関する違反があった。

（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 4 号）

雇用契約を締結していないボランティアスタッフのみに利用者を任せ、事業所の従業者による支援をしていない等の運営基準違反があった。

(2) 訓練等給付費の請求に関し不正があった。

（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号）

従業者ではないボランティアスタッフによる支援は、事業所の支援とは認められないにもかかわらず、令和元年 9 月～令和 2 年 3 月までの間、給付費を請求していた。

(イ) 行政処分を受けるに至った経緯

生活支援員、職業指導員等については雇用関係が成立している職員のみがサービスの提供が可能であるものであるが、認識の甘さにより、ボランティアで従事していただいていた職員をサービス提供職員として就役させており、それを基に介護保険請求をしていた時期がありました。

(ウ) 行政処分を受ける理由となった事案に関する法人運営上の問題点

障害福祉サービスは各種「営業許可」とは違い「指定業務」であることから、その業務遂行にあっては「法令順守」が最も大切なこととは認識してしまし

たが、日々の業務に忙殺されてしまい、職員配置の管理徹底が甘くなってしまいました。

また、障がい者総合支援法の習熟についても、その全てを熟知できていなかったため、職員就労配置管理についてコンプライアンスの徹底がおろそかになってしまいました。

(工) 法令遵守のために必要な法人運営上の改善点及び改善実行計画

(1) 臨時総会による慎重審議と今後の改善策の策定

当法人は、指摘後速やかに臨時総会を開催し、本件について協議したところ、法令遵守の徹底を目的とする定期的な研修会の開催と、利用者様の生産活動管理、ならびに職員の勤怠管理を徹底するとともに、複数の職員によるダブルチェック体制を確立したチェック体制の確実な実行を計画しました。

【具体的内容】

- 管理者とサービス管理責任者の兼務の解消
それぞれの業務に専念するため、これまで兼務であった上記スタッフを専任することにより法令遵守の徹底化を図る。
- 概ね2ヶ月に1回を目指した定期研修会の実践
- 管理者とサービス管理責任者それぞれによる、利用者の生産活動管理並びに職員の勤怠管理のダブルチェック体制の確立

(2) 改善実行計画の具体的策定

- 業務管理部門における複数職員のチェック体制の確立
管理者とサービス管理責任者の兼務体制を解消し、それぞれ専任とし1人に任せるのではなく、複数職員による月次チェック体制を確立して厳格な業務運営の確立を図る。
- 専門家の招へい
知識かつ経験のある専門家からの助言等が必要だと判断して、専門家を顧問として招致する。
- 定期的な職員研修の充実
本件事案をふまえ、利用者様の立場に省みて、真に利用者様の利益(就労技術の獲得)を最大限意識して活動できるように、定期的に職員間の研修を実施して、更なる最適かつ良質なサービス提供を検討し続ける組織体制を確保する。